

健康増進機器認定要領

1. 目的

本制度は、家庭向け健康機器等の安全性や機能の妥当性を審査し、一定の水準に達している機器等を健康増進機器として認定することにより、信頼と安心感によって消費者が自身のニーズに合う機器等の確保に資することを目的とする。

なお、健康増進機器とは、人の健康・美容の増進、QOLの向上を目的とする機械器具等であって、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会（協会）が認めるものをいう。

ただし、医療機器及び福祉用具を除く。

2. 名称

本制度により認定された機械器具等は、「健康増進機器」と称し、認定証を交付する。

3. 健康増進機器評価審査委員会

- (1) 健康増進機器の評価及び審査を行うため、協会に健康増進機器評価審査委員会（委員会）を設ける。
- (2) 委員会は、委員7名以内をもって構成し、うち1名を委員長とする。
- (3) 委員は、会長が委嘱する。
- (4) 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。任期途中で退任した委員の後任の委員の任期は、前任の残余期間とする。
- (5) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (6) 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。議決は、出席委員の過半数によって行う。
- (7) 委員会の評価審査を迅速に行うため、委員会の下に健康増進機器製品認定申請書整理等WGを設ける。
- (8) その他委員会に関する必要な事項は、委員長及び会長が協議して定める。

4. 認定申請

- (1) 申請受付期間等
原則、年2回（4月1日～5月31日、10月1日～11月30日）
- (2) 申請書類及び送付先
（申請書類の送付先）
一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
〒113-0034
東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル5F
申請者は、次に掲げる書類を協会へ送付する。

申請区分	提出書類	申請料等
新規申請	1. 健康増進機器製品認定申請書(正副各1部)(様式第1号) 2. 添付資料(正副各1部) (添付すべき資料については、 「健康増進機器製品認定申請書の作成に際し留意すべき事項 について」の「I. 新規申請 2. 製品認定申請書の記載内容 について (13) 添付資料」を参照して下さい。) 3. 上記申請書及び添付資料の PDF データ (CD-ROM 又はメール) 一式	申請料 10 万円(税込) 審査認定料 48 万円(税込)
モデル追加申請	1. 健康増進機器製品認定モデル追加申請書(正副各1部)(様式第2号) 2. 添付資料(正副各1部) (添付すべき資料については、 「健康増進機器製品認定申請書の作成に際し留意すべき事項 について」の「II. モデル追加申請 2. モデル追加申請書の 記載内容について (13) 添付資料」を参照して下さい。) 3. 上記申請書及び添付資料の PDF データ (CD-ROM 又はメール) 一式	3 万 5 千円(税込)
一部変更申請	1. 健康増進機器製品認定事項一部変更申請書(正副各1部)(様式第3号) 2. 添付資料(正副各1部) (添付すべき資料については、 「健康増進機器製品認定申請書の作成に際し留意すべき事項 について」の「III. 一部変更申請 2. 一部変更申請書の記載 内容について (10) 添付資料」を参照して下さい。) 3. 上記申請書及び添付資料の PDF データ (CD-ROM 又はメール) 一式	3 万 5 千円(税込)
取り下げ	取り下げ願(正副各1部)(様式第4号)	—
認定整理	認定整理届(正副各1部)(様式第5号)	—

(3) 申請費用の振込先

- ア 申請者は、協会が指定する期日までに申請料(10 万円)を指定する金融機関に納入する。
- イ 健康増進機器製品審査結果通知書により、審査結果が「認定」と判定された場合には、協会が指定する期日までに審査認定料(48 万円)を指定する金融機関に納入する。
- ウ モデル追加申請及び認定事項変更申請する者は、協会が指定する期日までに申請料(3 万 5 千円)を指定する金融機関に納入する。

(振込先)

銀行名 みずほ銀行 本郷支店

口座番号 普通2242089

口座名 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会

なお、申請料の納入後は、申請を取り下げた場合においても返金はしない。

(4) 申請書類の評価審査

ア 委員会は、申請書類から機器の安全性や機能の妥当性等について評価審査する。

イ 評価審査する上で追加資料を求める場合には、申請者に資料の提出期限を設けることができる。

(5) 認定の決定

協会は、評価審査委員会による評価審査結果を踏まえ、申請機器に対する認定の可否及び認定日を決定する。

(6) 審査結果の通知

認定の可否については、申請者に文書で通知する。

5. 認定証の交付及び認定マークの貼付

(1) 認定した申請者（認定取得者）には、認定証を交付する。

なお、認定取得者は、協会の正会員でなければならない。

(2) 認定取得者は、協会が発行する認定マーク（ロゴマーク）を購入し（5万円）、認定された製品（認定製品）等に貼付することができる。

なお、ロゴマークは、2色刷りとし、ロゴマークのみ、または、ロゴマークの下に認定番号を表示する形式で貼付することができる。

6. 認定製品の広告・表示等について

(1) 認定製品は、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

(2) 非医療機器である認定製品は、医療機器で認められている表現（疾病の診断や治療、予防の目的を標榜したり、身体の構造や機能に影響を及ぼすような目的や効果を標榜してはならない。

(3) 認定取得者は、出稿前に都道府県の薬務課等に認定製品の広告について確認をしなければならない。また、必要に応じ協会の適正広告・表示委員会に確認することができる。

(4) 協会は、認定取得者に対し認定製品の広告物の提出を求めることができる。

7. 認定マークの一時使用停止及び認定の取り消し

(1) 協会は、認定取得者が次の事由の一つに該当する場合、認定取得者に対して調査、報告書の提出及び是正を求めた上で、一定期間、認定マークの使用を停止させることができる。

- ア 認定製品による事故等に関する情報を入手した場合
 - イ 認定マークの誤用が認められた場合
- (2) 協会は、認定取得者が次の事由の一つに該当する場合、認定を取り消すことができる。
- ア 協会の是正要求に対して適切な改善がなされない場合
 - イ 解散、破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあった場合
 - ウ 申請費用を支払期日までに納入しない場合
 - エ 申請書類の記載事項に重大な不備が認められた場合
 - オ 会員資格を喪失した場合
 - カ 健康増進機器として虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布した場合

8. 認定機器に関する書類の一般公開

認定機器に関する書類は、協会のホームページ等を通じて一般公開し、認定機器の科学的知見の普及・活用を促進すること等により、消費者による自主的かつ合理的な選択の機会を確保しなければならない。

9. 秘密の保持

- (1) 協会の役員、職員及び評価審査委員等は、協会の業務の公正な執行について国民から疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (2) 業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

10. 制度の改廃等

この制度の改廃及び必要事項については、会長の承認を得るものとする。

11. 適用

- この要領は、平成30年10月11日から実施する。
- この要領は、平成31年4月1日から実施する。
- この要領は、令和元年6月6日から実施する。
- この要領は、令和2年1月10日から実施する。
- この要領は、令和3年3月29日から実施する。
- この要領は、令和5年4月1日から実施する。

健康増進機器製品認定申請書

機器の種別		
機器の分類		主たる適用部位
非該当性の宣言	<input type="checkbox"/> 医療機器ではありません。 <input type="checkbox"/> 福祉用具ではありません。	
製品名（販売名称）		
使用目的		
製品概要		
効果作用		
形状、構造及び原理		
原材料		
使用方法		
製造方法		
添付資料		
備考		

上記により、健康増進機器製品の認定を申請します。

(西暦) 年 月 日

住 所
〔法人にあっては、主
たる事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

④

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 会長 殿

担当部門
担当者
電話番号 ()
FAX番号 ()
E-mail

(注意) ※当該注意事項については、申請時には削除すること。

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク又はワープロ等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 4 各欄に記載する事項の全てを記載すること。
但し、項目の内容について記載しきれないときは、それぞれの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(申請書及び添付資料の確認表)

項目	説明	備考
機器の種別	例) 健康関連機器・美容関連機器 1.温熱機器(電気を用いる機器) 2.健康管理機器 3.姿勢矯正(器具) 4.保湿保温(器具) 5.浄水器 6.その他(微電流) (参考:ウォーキング、見守り etc) など、具体的な種別を記載してください。	例) EMS機器 家庭用クレンジング器 家庭用保湿促進器 家庭用マイクロカレント器 家庭用スチーム式美容器
機器の分類	当該製品が、「健康増進機器の範囲について」(https://www.hapi.or.jp/ninteiseido/hani.html) のどこに該当するかを記載してください。	例) A.2
主たる適用部位		例) c
非該当性の宣言	本制度では、医療機器及び福祉用具は認定することはできません。申請する製品が、医療機器又は福祉用具に該当しないことを宣言してください。	
製品名(販売名称)	・製品名(販売名称)は、当該製品の性能等に誤解を与え保健衛生上の危害を発生する恐れがないものであり、かつ、健康増進機器として品位を保つものであること ・また、他の用途を想定させるような名称は認められないこと	
使用目的	・当該製品が、どのように「健康に資するか」について、その必要性和効果を適切に記載すること ・また、必要に応じて、使用する状況等について記載すること	
製品概要	・健康増進機器として認定された後は、当協会ホームページにおいて評価審査報告を掲載し、周知することにしていきますので、製品の概要は100字以内に収まるように記載すること	
効果作用	・当該製品が持つ価値として、使用目的に沿った効果を導き出すための仕組み、メカニズムなどを記載すること	
形状、構造及び原理	・当該製品の外觀形状、寸法、質量(重量)、構造、原理、各構成部品又はユニット、仕様、定格、各部の機能、各種データ、付属品等、どのような製品であるのか分かりやすく記載すること	
原材料	・形状、構造及び原理において記載した内容との対応関係が明確となるように原材料等を正確に記載すること	
使用方法	・当該製品の使用方法について、順を追って必要に応じ図解する等の方法により、分かりやすく記載すること	
製造方法	・製造工程については、工程ごとの記載や工程フロー図等により、分かりやすく記載すること	
添付資料	① 必ず添付しなければならない資料 ・当該製品の外觀写真、カタログ・パンフレット、標準小売価格がわかるもの、取扱説明書、回路図(電気を使用する機器の場合) ・「形状、構造及び原理」で示した、出典や試験データ等 ・「原材料」で示した、出典やデータ、リスク分析結果等 ② その他	

健康増進機器の範囲について

次のものは、健康増進機器の対象としない。

・医療機器及び福祉用具 ・薬剤・食品 ・ソフトウェア単独のもの ・媒体単独のもの（CD、DVD、本等）

機器の分類	目 的	身体健康増進	心の健康(美容も含む)増進	QOL(快適さなど)の改善
A. 動力源を持つ電気電子応用機器【主たる適用部位：a.頭部・頸部、b.四肢部(臀部を含む)、c.体幹部、d.全身・その他】				
1. 電気・磁気・電磁波等を応用した機器 (例示：電気磁気刺激健康促進機器、EMS トレーニング機器等)				
2. 機械力(振動・圧迫等)を応用した機器 (例示：電動ストレッチマシン、身体バランスサポート機器等)				
3. 熱作用を応用した機器 (例示：温熱機器、温度コントロール機器等)				
4. 音響を応用した機器 (例示：音楽効果機器、音響睡眠導入機器等)				
5. 光を応用した機器 (例示：光刺激による睡眠導入機器等)				
6. 薬剤等(気体を含む)の供給機器 (例示：健康ガス吸引器、健康薬剤噴霧器等)				
7. 身体情報計測・管理機器 (例示：健康状態計測機器、睡眠データ管理機器等)				
8. その他のエネルギーを応用した機器 (例示：上記に該当しない機器)				
B. 動力源を持たない機械器具【主たる適用部位：a.頭部・頸部、b.四肢部(臀部を含む)、c.体幹部、d.全身・その他】				
1. 機械力(圧迫力等)を応用した器具 (例示：顔面ローラー、指圧器等)				
2. 身体運動補助器具 (例示：健康なわとび、バランスサポート等)				
3. 温熱器具 (例示：自己発熱衣服、カイロ等)				
4. 寝具等 (例示：健康マットレス、健康寝具等)				
5. その他 (例示：上記に該当しない機械器具)				
C. 身体装着用具【主たる適用部位：a.頭部・頸部、b.四肢部(臀部を含む)、c.体幹部、d.全身・その他】				
1. かつら等の補助用具 (例示：美容かつら、医用かつら等)				
2. 装飾用具 (例示：健康ネックレス、健康中敷き等)				
3. 身体補助用具 (例示：姿勢改善用具等)				
4. その他 (例示：上記に該当しない身体装着用具)				
D. 生活環境改善機材【主たる適用部位：a.頭部・頸部、b.四肢部(臀部を含む)、c.体幹部、d.全身・その他】				
1. 建築物の構成要素としての建材 (例示：健康ウォール等)				
2. 建物の備品等 (例示：健康畳、健康カーペット等)				
3. 住環境改善器具 (例示：防虫ネット等)				
4. その他 (例示：上記に該当しない生活環境改善機材)				

健康増進機器製品認定モデル追加申請書

機器の種別		
機器の分類		主たる適用部位
非該当性の宣言	<input type="checkbox"/> 医療機器ではありません。 <input type="checkbox"/> 福祉用具ではありません。	
製品名(販売名称)		
使用目的		
製品概要		
効果作用		
形状、構造及び原理		
原材料		
使用方法		
製造方法		
添付資料		
備考		

上記により、健康増進機器製品のモデル追加を申請します。

(西暦) 年 月 日

住 所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 会長 殿

担当部門
 担当者
 電話番号 ()
 FAX番号 ()
 E-mail

(注意) ※当該注意事項については、申請時には削除すること。

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク又はワープロ等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 4 各欄に記載する事項の全てを記載すること。
 但し、項目の内容について記載しきれないときは、それぞれの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第3号

健康増進機器製品認定事項一部変更申請書

認定番号		認定年月日	
機器の種別			
機器の分類		主たる適用部位	
非該当性の宣言	<input type="checkbox"/> 医療機器ではありません。 <input type="checkbox"/> 福祉用具ではありません。		
製品名(販売名称)			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更理由			
添付資料			
備考			

上記により、健康増進機器製品の一部変更を申請します。

(西暦) 年 月 日

住 所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕



一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 会長 殿

担当部門
担当者
電話番号 ()
FAX番号 ()
E-mail

(注意) ※当該注意事項については、申請時には削除すること。

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク又はワープロ等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 4 各欄に記載する事項の全てを記載すること。
但し、項目の内容について記載しきれないときは、それぞれの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

取り下げ願

申請年月日	年 月 日	
製品名 (販売名称)		
機器の種類別		
機器の分類	主たる適用部位	
受付番号		
取下げ理由		
備考		

上記 申請書の取下げをお願いします。

(西暦) 年 月 日

住 所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

印

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 会長 殿

担当部門

担当者

電話番号 ()

FAX番号 ()

E-mail

認 定 整 理 届

製 品 名	認 定 番 号	認 定 年 月 日
備 考		

※この届出書には、健康増進機器認定製品認定書を添付すること

上記品目については、今後製造することがないので、健康増進機器製品認定の整理につき
お取り計らい願います。

(西暦) 年 月 日

住 所
〔法人にあつては、主
たる事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

印

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 会長 殿

担 当 部 門

担 当 者

電 話 番 号 ()

F A X 番 号 ()

E-mail